

高知家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日 時

平成28年1月27日（水）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

有 田 尚 美

五百蔵 誠 一

稲 田 知江子

近 藤 邦 夫

齋 藤 大 巳

鈴 江 功 武

福 島 和 彦

増 田 純 平

水 本 和 彦

(2) 事務担当者等

松 本 省 二（高知家庭裁判所事務局長）

小 畑 喜 彰（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

山 本 隆 司（高知家庭裁判所次席家庭裁判所調査官）

中 西 功（高知家庭裁判所主任家庭裁判所調査官）

近 藤 英 彰（高知家庭裁判所首席書記官）

石 川 公 寛（高知家庭裁判所事務局総務課長）

柏 井 泰 人（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

少年事件の現状と取組について

(2) 意見交換等

ア 増田委員から少年事件の手続概要の説明が、また、中西主任家庭裁判所調査官から高知家庭裁判所における保護的措置（教育的な働きかけ）の説明がそれぞれ行われた。また、審判廷を見学した。

イ 意見交換（○委員，●主に説明を担当した委員，事務担当者等）

○ ぐ犯少年は、将来犯罪を犯すおそれのある少年ということですが、将来こうなるだろうということを審判するのは、判断基準が難しいと思いますが、どのようにしているのですか。

● ぐ犯少年は、例えば、家出して夜中出歩いたりしていて補導されるというように、犯罪ではないが、素行面で問題があるような場合が想定されます。

○ そのような場合、保護処分などはできないのですか。

● その場合、犯罪は犯していないが、犯罪を犯すおそれがあるとして、保護処分としての保護観察や少年院送致ということも考えられます。これは大人の場合と大きく違います。少年の場合は将来に向かって犯罪・非行をするおそれがあるかということに着目して審判し、将来犯罪を犯さないように保護していくというものになります。

○ いつまで保護するのですか。

● 保護観察も短く終わるものもあるし、少年院送致も例えば1年などといったある程度目安の期間はあります。その期間の中で少年が非行に走らないよう働きかけをしていくことになります。

● 保護処分にも、いろいろな形があり、いきなり少年院送致になる訳ではなく、審判で説諭して反省させた上で不処分としたり、保護観察としたりなどいろいろな形を組み合わせることで手続を進めていきます。それでも更生しなければ少年院送致も検討するということになるかと思いません。

- 審判前に家庭裁判所調査官による教育的措置をして少年が落ち着いた結果、最終的に審判をしないということもあります。
- 警告をするということですか。
- 審判する前に少年にいろいろな働きかけをするということです。
- 実務上、ぐ犯というのは割とあるのですか。
- 年間、数件程度です。
- だれがぐ犯少年であると判断するのですか。
- 警察や児童相談所から、このような少年がいるということで家庭裁判所に事件の送致がされ、手続を行って最終的には裁判官が判断することになります。
- 教育的な働きかけのところで、保護者とともに行うこともあるようですが、保護者が少年とともに講習を受けるといような場合に、保護者は気持ちよく参加してくれるのですか。
- 未成年者である少年の更生の一助として家庭の存在は大きいものだという理解の下、保護者には、原則審判に立ち会ってもらっています。

保護者の方の反応は様々で、どうして呼ばれなければならないのかと憤って来られる方もいれば、恐縮して来られる方もいます。

家庭裁判所調査官の調査では、保護者と一緒に事件等の背景を考えていく作業を行っています。保護者はその作業の中で原因に気付く場合もあれば、ずっと被害感情を持ち続けている場合もあります。また、一部には処分に納得されない方もいます。
- 少年の更生にとって、保護者は大切ですので、保護者に対する働きかけも考えているわけです。
- 例えば、警察での捜査段階では少年のみで供述調書を取られている場合もあり、その場合、保護者は少年がどのような非行をどういう形で行ったのかを十分に知らないことになります。そういったところを家庭裁判所で一つ一つ調査し、確認していく過程で、保護者にも気付いてもら

うという作業を行っています。

親子の関係が希薄だと友達との関係に重きを置く少年も多く、その点が非行につながっているのではないかとと思われることがあります。

- 本日の裁判所の説明で、家庭裁判所が少年事件にどれほど多く関与しているかがよく分かりました。ボランティア活動のことなど、紹介いただいて大変参考になりました。もっと国民一般の方にボランティア活動のことなどを知らせていくべきだと思います。現在少年法が適用される年齢を18歳に引き下げることがどうかという議論もされているところですが、家庭裁判所の非常に素晴らしい関わりをもっと国民に理解してもらい必要があるのではないのでしょうか。
- 現在の家庭裁判所の関わりも、高知家庭・少年友の会の会員の方などを始め、いろいろな方々の協力を得て行っていますので、今後も御理解いただき、御協力いただくと大変助かるところです。
- 少年の社会奉仕活動としては、家庭裁判所の中だけでできることは限られているため、裁判所外のフィールドに出て行く必要があります。警察の許可をもらって道路交通標識を清掃したり、公園管理者の許可をもらって公園の清掃活動を行ったりしていますが、少年はいずれ生活している地域に帰っていくので、これからも地域社会の方の御協力、御理解をいただく必要があると感じています。
- 少年を住まわせて寝食をともにし、仕事を覚えさせて社会復帰につなげていくという補導委託という制度があり、現在高知で4、5か所に補導委託先として少年を受け入れていただいています。以前受け入れていただいた方も高齢を理由に辞められたりして、実際に御協力いただいているところは少ないのが現状です。少年によっては、環境さえ整えば更生して十分にやっつけられるという子もいますので、もし御協力いただけるような方を御存じでしたら、ぜひ御紹介ください。
- 少年の数自体が減っていることが影響して、少年事件自体は減少して

いますが、補導委託など保護的措置で何とか立ち直ってもらいたい少年は依然としています。

少年がもっといろいろな形で社会の中で何らかの役割を果たしてそれを自分の励みにするというような活動を、裁判所だけでなく、みなさんの御協力を得ながらやっていければよいと思っています。

- 補導委託では、宿泊させて少年の面倒を見るのは、補導委託先の家庭に負担を掛けてしまうので、通所型補導委託という制度も設けられています。これは少年が何日か続けて自宅から老人ホームや乳児院、幼稚園などに通って高齢者等の世話をしたりするもので、相手に喜んでもらうことで、自分も達成感を得て、更生する力にしようというものです。そういう形ででも、御協力いただければありがたいと思います。

今の少年はお年寄りと接することにも慣れておらず、尻込みしたりしますが、補導委託を続けてしばらくすると車いすを押したり、目の悪い方に本を読んであげたりして、お年寄りにすごく喜んでもらえたという感想を話す少年もいると聞いています。少年がそういった活動を数日間続けることで、自分でも知らなかった能力を発見し、その経験がきっかけで、介護の仕事をしたい、看護師や保育士になりたいということで、勉強を始める場合も実際あります。

- 14歳という年齢だと、まだ中学2、3年生でこれから自分の将来や進路を決めなければならない時期になります。やはり問題行動を起こす少年たちは、自分の将来に夢が持てないとか、進路が定まっていないとか、とてもじゃないけど高校には行けないと言われてあきらめていたりとか、そういう少年が非常に多いと思います。

ですから、先ほどお話のあった将来の職業につながるような筋道を付けてあげるといことはとても大事なことではないかと思っています。

不登校の学生にもそういう傾向があります。進路決定の時期が間近になると急に不登校になってしまいます。周りの人の進路が決まっている

のに自分だけ決まらないということで学校へ行くのに非常に気が重くなってしまうということがあります。

犯罪を犯す少年の中には、当然家庭の中でそういった進路の話ができる状況にはないと思われまして、そうすると少年が向かうところは一つということになってしまいます。

それともう一つ、保護司の数は足りているのでしょうか。最近では民生委員の引き受け手もないという話も聞いています。

- 保護司は保護観察所が所管しているので、詳しいことは分かりませんが、保護司側に犯罪を犯した少年が家に来ることに抵抗があるということで、最近では、保護司の家ではなく、外部に面接する場所を設けたりするなどの工夫をしていると聞いています。また保護司の高齢化が課題になっているということも聞いています。
- 以前は、調理師になりたいということで、飲食店で補導委託をして、補導期間が過ぎてからもそこでそのまま働くというようなケースがありましたが、今はなかなか難しいというふうに感じています。
- 裁判所だけではいろいろな働きかけはできませんので、社会の中に少年をおいて、みんなで少年の立ち直る気持ちに気付き、支えてあげることが大事ではないかと思います。少年人口は減ってはいますが、受け入れてくれる環境を必要としている少年はたくさんいますので、裁判所としてもいろいろ考えていきたいと思っています。

5 次回開催予定

(1) 開催日

平成28年7月13日（水）

(2) テーマ

利用しやすい裁判所について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催